山口県、山口県光市、愛媛県西予市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県八女市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県宗像市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、佐賀県唐津市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県南島原市、長崎県小値賀町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、大分県中津市、大分県日田市、大分県宇佐市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県名護市、沖縄県伊江村	
北海道札幌市、北海道富良野市、福島県福島市、埼玉県川口市、埼玉県草加市、埼玉県吉川市、千葉県木更津市、東京都港区、東京都世田谷区、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県魚沼市、新潟県胎内市、石川県かほく市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県刈谷市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、大阪府枚方市、大阪府摂津市、奈良県橿原市、和歌山県和歌山市、島根県松江市、愛媛県伊予市、福岡県、福岡県春日市、福岡県嘉麻市、福岡県那珂川市、佐賀県唐津市、佐賀県神埼市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、大分県佐伯市、大分県津久見市、大分県国東市、沖縄県、沖縄県浦添市、沖縄県豊見城市	令和10年４月１日
宮城県仙台市、千葉県千葉市、東京都中央区、東京都渋谷区、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、静岡県島田市、愛知県豊田市、大阪府門真市、兵庫県神戸市、島根県西ノ島町、広島県福山市、徳島県徳島市、大分県	令和11年４月１日
茨城県水戸市、大阪府富田林市、大阪府交野市、広島県広島市、福岡県福岡市	令和12年４月１日
神奈川県横浜市、石川県小松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、鳥取県米子市、鳥取県琴浦町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県奥出雲町、山口県下関市、佐賀県多久市、熊本県熊本市、熊本県宇城市、鹿児島県指宿市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第三百二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定する事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

２　省令第四条第二項の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第五条第一項の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第三のとおりとする。また、同項各号に掲げる書面については別表第四のとおり出力するものとする。

２　省令第五条第二項の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第五のとおりとする。また、同項各号に掲げる書面については別表第六のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第六までは、省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局保護課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については別表第三のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省老健局介護保険計画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）